

研究時評

外国障害児教育史の研究

—— アメリカ合衆国を中心に ——

中 村 満紀男

I. はじめに

近年、わが国では、障害児（者）処遇に関する外国事情に強い関心が示されているが、その一因は、1970年代以降、欧米各国で具現化されつつある障害児教育制度の改革、ないしは障害者処遇原則の根本的変革の反映にある。共通な方向をめざしているようにみえるこれらの動向は、メインストリーミングやノーマリゼーションという用語で総称される。それらに共通する要素は、障害児（者）とコミュニティとの密接で親和的關係である。

ところで、コミュニティが、その範囲内の障害児（者）をどのように関係づけたかは、近代以降の障害児（者）の処遇問題を支配してきたつねに不可欠の要素であり、歴史的な源であった。したがって、障害者のコミュニティへの統合を到達目標とする現代の処遇原則は、それを実現可能とする歴史的・社会的な前提条件があるはずである。

さて、わが国における外国の障害児（者）処遇に関する最近の関心は、それを歴史研究に限ってみても、「障害者教育史」（津曲裕次ほか編、1985年¹⁹⁾や「人物でつづる障害児教育史」²⁰⁾を刊行し得るだけの研究的・社会的状況を示唆している。

しかし、関心の高まりや研究への強いニーズにもかかわらず、外国における障害児（者）処遇の実情を正確に把握することは、困難な課題である。たとえば、次のような問題がある。第一に、外国事情に関する断片的・局地的・一時的・個別的な情報の安易な一般化が懸念される。第二に、事情を探るべき対象は、当面の追求対象である欧米はもとよりとしても、そのような「近代」的基準を適用できない文化圏における障害児（者）の処遇事情の収集が望まれる。第三に、障害児（者）処遇のある実情は、文化的・社会的・歴史的展望に位置づけるという操作をへて初めて、その意義

秋田大学教育学部

が理解可能である。現在、われわれが入手しうる外国事情は、本来は、研究という吟味過程を通過させて利用すべきなのである。

そこで、この小論では、外国における障害児（者）処遇の事情に関する研究のうち、筆者の関心と力量という条件から、アメリカ合衆国およびその歴史的研究に限定して、最近の研究の到達点および今後の課題をとりあげる。まず最初に、なぜアメリカを対象とするかという理由をのべておく。第一に、アメリカ精神遅滞者処遇史研究の深化が、1970年代以降、アメリカでもわが国でもみられる。その成果は、従来の障害児教育史研究の枠組みを越えた到達点に達しつつある。第二に、現代の障害児（者）の処遇で、注目される変革を示している欧米諸国のうち、その最たる国はアメリカ合衆国である。その一例として、1975年の全障害児教育法（P.L. 94-142）における画期的な諸規定をあげれば十分であろう。そのうえ、この国は、精神遅滞者を反社会的な存在として隔離的に処遇した点でも典型であった歴史をもつ。それゆえ、このような処遇と法律を設定しうる社会的・文化的・歴史的土壌を解明するのは、研究上の当然の動機となる。

II. 今までの研究成果について

先行研究では、国内外を問わず障害ごとに検討対象が選択されてきたし、複数の障害を対象とする場合でも、それらを構造化して分析することはほとんどなかった。アメリカ障害児教育史研究が、アメリカ本国においてもたかだか20ないし30年ほどの歴史しかない未成熟な研究領域では、各障害別の研究と資料を蓄積することに努力が注がれてきたことは当然のことである。

しかしアメリカでは、1970年代に入って、第一次資料に基づいた精神遅滞児（者）処遇史研究が、1960年代以降の施設改革運動を背景にして盛んに行われるようになった。これらの精細な研究における検討対象は、

個々の精神遅滞児の学校（施設）または特定の州であることが多かった⁴⁾。たとえば、Balasalle (1980²⁾)の研究は、19世紀初頭から現代までの障害児教育政策を検討した意欲作であるが、マサチューセッツ州の障害児に対する教育に限定されている。Levstik (1981¹²⁾)の研究は精神遅滞処遇史であるが、18世紀末から1920年までのオハイオ州を検討対象としたものである。彼らの研究は、資料の収集範囲を州関係の公的出版物はもちろん、手稿にまで広げており、細かい歴史的事実をも提示しているという利点は明らかにある。しかしなお、さまざまな研究上の問題点をもっていると思われるので、それを具体的に示したい。そのうえで、紙幅の関係から、一般的な研究方法のみを示唆し、それに基づいた成果例は最近のわが国の公刊物¹³⁾¹⁶⁾¹⁸⁾を参照されたい。

まず、Balasalle(1980²⁾)の研究をとりあげる。彼は、公的政策の検討対象として、1819年から1890年まではろう・盲・精神薄弱児に対する寄宿学校を、1890年から1972年までは公立学校内の精神遅滞児の特殊学級を、1972年から1980年までは障害児教育全体を選択している。この研究方法のうち、検討対象が一貫性に欠けていること、および公的政策が州政策のみを意味していることには問題がある。とくに特殊学級の場合、1890年代以降に人口急増の地方都市に設置されていく現象であったとされる。したがって、特殊学級に関する公的政策の実体の把握は、設置都市の教育委員会段階における計画立案から探らねばならず、そのうえで特殊学級に関する州政策化が、各都市で模索されてきた教育計画のいわば蓄積結果なのか、それ以上の政策意図があるかが検討されなければならない。また、精神遅滞児（者）および「障害」児（者）に対する施設・学校・救貧院などの処遇全体のなかで、公立学校内特殊学級を位置づけて初めてその意味が理解されると考えると、この研究における検討対象の選択には不十分な点が指摘される。

次に、Levstik(1981¹²⁾)の研究は、精神遅滞者の処遇に関する時期区分—教育期・収容保護期・隔離と断種期—to明瞭に表われているように、常識的な内容ではある。だが、オハイオ州における発展過程について、とくにこの州の収容保護と隔離処遇がコロニーという形態でアメリカで率先して採用されたことを、彼は第一次資料に基づき丹念に追及している点は評価できる。けれども、オハイオ州のそのような方針が、なにゆえに、隔離的コロニーの発展手段である断種の法定化に結果しなかったのか、コロニーの普及した州が、

断種法を制定した州としなかった州になぜ分化したのかを、解明することは課題として意識されていない。

こうした問題点をふまえて、障害児（者）処遇史に関する研究方法を一般化して整理すれば次のようになる。

1. ある教育機関が、いかなる障害の範囲・程度・年齢・性別の者を教育対象として選択したかは、その機関が期待されている社会的役割を明らかにしうる要素となるが、とりわけ、分析対象には年少児だけでなく成人を含めることは、障害児（者）の処遇の実態を把握するために重要である。創設時では、未教育成人との状態比較が創設に有効な根拠となり、創設後では教育成果としての成人の状態が機関存続に影響を与えるからである。さらに、同一障害児（者）に対する新たな機関または処遇を創設する場合、その対象者の明確化は、機関と処遇の機能や意図を具示する第一の指標である。

2. 障害児（者）の存在および彼らに対する処遇の意味の変化を、全国および地方（州・都市）の発展局面との相互関連において追求することは、これらの処遇が社会の発展と密接な関連をもって展開してきたゆえに、重要な研究課題となる。とくにアメリカ合衆国のように、時期によって社会発展の様相と程度に大きな地域差がある場合、一定の地域を一貫した検討の対象とすることは困難なことがある。

3. アメリカ合衆国のように、教育・福祉に対する基本的責任が、州ないし地方自治体に任されてきた連邦制国家の場合、すべての州や都市について障害児（者）に関わる資料を収集し分析することは、実際問題として不可能であり、同時に、個別の州・都市のみの検討では結論が限局されるから、適切なモデル化と比較は積極的に採用すべき手法である。

4. モデル化と比較は、処遇機関の種類、障害・能力・年齢・性別などについても適用され、これによって、それぞれの処遇の共通性と独自性がより明瞭となるのみならず、総合的な把握が可能となる。

III. 今後の研究課題について

最後に、上述した研究のまとめと直接関連する今後の研究課題について述べておきたい。現在までの研究は、主として19世紀末までのアメリカにおける視覚障害や精神遅滞を有する人々の処遇の実状をかなりの程度明らかにした。だが、それらの障害についてより広く深く分析するとともに、その他の障害ではいかなる状況にあり、それがいかなる理由によるのかを究明す

外国障害児教育史の研究

ることは、着手すべき自明の課題である。それによって、今までの結論を他の障害に拡大し、あるいは修正する研究成果が期待される。

しかし、筆者のより強い関心は、20世紀前半までの障害児(者)処遇の把握にある。その理由は、20世紀という時期が、19世紀末までの研究成果の発展段階であるだけでなく、より現代的な課題に対して、より直接的で多角的な関連をもつ時期であることによる。さらに、最新のアメリカ精神遅滞者処遇史研究である Shreenberger (1983¹⁵⁾) と Tyor and Bell (1984²¹⁾) の著書でも、19世紀末までと比較するとなお成熟した成果をあげていない。そこで次に、20世紀初頭以降の研究課題を探ってみたい。

1. 障害児教育と成人の処遇において、19世紀末以降、多面的な位相と局面をもつ新たな処遇形態が出現した。その一つは、公立学校内の特殊学級または通学制学校の創設と増加である¹⁾。この要因は、公立学校のエデュケーションの普及にとともなう、特別な教育を必要とする対象数の増加だけでなく、従来の処遇形態—寄宿舎または施設—を代替する志向もあるが、コミュニティとの関係変化をもたらす要因となる。また、特殊学級または通学制学校に在学している盲・ろう・肢体不自由児(者)が、コミュニティ内で学習し生活しており、そして、それが可能であるという現実が、精神薄弱児の特殊学級や施設経営にいかなる波及効果を及ぼすのか否かも、求めるべき課題となる。これらの課題は、特殊学級が普及した都市・州について検討される必要がある。

2. 公立学校の普及と国民教育の確立は、障害児教育に関連した大きな新しい課題を教育行政・実践家に自覚させる。その一つは軽度障害児を主とする指導問題であり、第二は無断欠席児童や児童労働の問題である。これに加えて、学校(児童)衛生という領域も障害児の教育に関連してくる。この課題に関する指標は、National Education Association of the United Statesにおける特殊教育部会の設置(1902年)であり、International Council for Exceptional Children(1922年)の創設である。

3. 精神薄弱コロニーは、二つの類型があったことが明らかにされつつある。従来、コロニーとして広く理解されてきた、大多数の精神遅滞者を隔離を目的として収容する従来の形態に加えて、コミュニティに対してより接近する手段としてのコロニーが提起される(Bernstein, C. 1872—1942²³⁾—⁶⁾⁸⁾—¹¹⁾¹⁴⁾²⁰⁾)。後者には、伝統的コロニーをリードしてきたファーナルド(Fernald, Walter E. 1859—1924)による、教育後の

精神薄弱者追跡調査⁷⁾後の経営方針修正も含まれる。したがって、20世紀前半において、この二つのコロニー路線がいかなる共存関係にあり、それが何ゆえなのかについて、コロニー普及州の政策と実際の経営および処遇の実態を分析しなければならない。

こうして、20世紀初頭以降、公立学校内の特殊学級または通学制学校、およびバーンスタインらの修正的コロニーによるコミュニティへの接近が、対立する要素を含みながらも障害種別を問わず脈々と試行されてきた。この伏水が、現代におけるコミュニティ内での障害児(者)処遇の制度上の実現—例えば、伝統的施設の閉鎖、グループ・ホームの設置、P.L. 94—142の制定、ノーマリゼーション原理—に結実したと説明できる一要因である。

4. 特殊学級(通学制学校)およびバーンスタインらのコロニーが、いかなる障害種別と年齢・性別・能力の障害児(者)に適用されたのか、その処遇には二重(多元)過程と構造があったのかは、未解明の問題である。これについては、障害や程度の違いが、コミュニティとの親近的關係について、何がどのように影響したのか、という観点からも究明しなければならない。

5. 盲・ろう児(者)に対する実質的な権利拡大が、精神薄弱児(者)や肢体不自由児(者)などに対しても、法的整合性を要求する運動に結合するか否かも興味ある点である。

6. 20世紀初頭からは精神薄弱を主対象とする新たな研究動向がある。ここで重視すべき第一点は、自活力をはじめ、精神薄弱者のさまざまな可能性に否定的であった従来の心理学の検討対象に、社会適応(力)や社会性、情緒、宗教、徳性、自活力獲得の可能性、養育環境としての親がとりあげられる研究の動向である。というのは、いずれの主題も、コミュニティでの生活に必要な行動要素であり、これらの研究の必要性は、コミュニティでの精神薄弱者の生活を前提としているからである。精神薄弱に関連する他の研究には、個人差の研究と、精神および身体測定方法の研究(知能検査の開発と普及を含む)、医学における障害研究がある。

第二点は、臨床心理学の成立である。児童相談クリニックにおける精神薄弱幼児の研究、とりわけ、スキールズ(Skeels, H.M. 1901—1970)ら、アイオワグループの早期教育の成果¹²⁾は、精神薄弱者の教育可能性に対する信頼を回復したと思われる。また、ウォーリン(Wallin, J.E. Wallace, 1876—1969)の活動²²⁾がめざした、より広範囲な精神遅滞児を教育対象とする努

力も、これに含めてよい。

7. 施設を含めた「教育」機関における教育内容に変化がみられはじめる。障害児(者)の情緒や社会性、人間関係を育む指導を重視する教育例が出現するが、これが行われた地域性や児童の範囲を確定し、また、このような実践が、従来の経営理念＝儉約第一主義の修正へと展開するか否かを、施設経営の実態から検証する必要がある。

8. 20世紀の20年代は、知能測定法の改善もあり、精神薄弱者数が予測以上に膨大であることがしだいに明瞭になった時期であるが、この事実が、従来の施設収容方式にどのように影響を与えたのかについても検討を加えなければならない。

9. 20世紀初頭は、精神薄弱者に対する社会の害悪視が断種・隔離・無性化・結婚抑制という形態で強化された時期であるが、それに相反する教育的現実の蓄積および処遇思想、あるいは宗教的慎重論、さらには精神衛生の思想と実践の定着化がみられた時期でもある。いいかえれば、この時期は、ある障害では、コミュニティでの生活・教育は当然めざすべき社会課題であるとされたが、精神薄弱でもコミュニティでの生活と教育が可能とする考えが主張された時期であり、あるいは、コミュニティで生活することが困難と考えられてきた諸条件が変化してきた時期である。これらについても検討しなければならない。

10. 現代という時点からみると、研究上の難点明白である精神薄弱家系研究が、積極的に受容され、むしろそれを根拠として隔離・断種などが促進された社会状況を確認することも、把握すべき課題である。これは、移民や貧困問題に対応したセツルメント運動が、障害児(者)の処遇をどのように構想したかという課題とも関連性をもつ。

11. 20世紀前半までを一応の検討対象とすると、その間の発展は、経済的・文化的・社会的にみて一様のもではなかった。これらの時期区分と障害児(者)処遇の実態とを対照する作業も必要となる。

12. 最後に、20世紀初頭以降における障害児(者)処遇の発展を促進し、あるいは統制した社会的諸条件について、各州・市において対応させて検討しなければならない。

こうして、今後の研究課題を並列してみると、従来の研究で支配的な影響力を評価されてきた人物や思想が、その時点での処遇方針をリードしたかにみえて、当時は相対的に重要とはみられない州・都市、人物の思想や実践が採用されたとも考えられる。その場合、

後者が採用した、あるいは今までの方針を修正する契機は何であったのかは、とくに注目すべき事項である。Shreenberger (1983¹⁵⁾)も、歴史上の頂点的人物(たとえばイタールやセガン)を単純に連結する安易な図式化を批判しているが、この指摘は、人物に限らず、ある地域にも適用できるし、さらには、ある処遇の社会的状況への機械的還元化を戒めるものともいえそうである。

それゆえ、次のような仮説をたてることが可能である。従来、一般に理解されてきたように、障害児(者)、とくに精神薄弱児(者)の20世紀初頭における処遇の実際やその思想は、「隔離」や「断種」などで表現できる処遇形式のように、実際には、単純で一元化されていなかったのではないかと。精神薄弱においても、たとえばコミュニティとの関係維持を重視する処遇が、多元的な処遇の一部として現実化されていて、それが底流として現代まで継承されてきたのではないかと。

以上のような課題と疑問に 대응する、アメリカ合衆国の20世紀における障害児(者)の縦断的な処遇史研究は、ほとんど未開拓である。精神遅滞者に関する研究を除けば、障害別の「学校教育」史すらほとんど不明である。まして、障害・能力、年齢、性別、処遇形態、地域差を包括し、構造化した横断的な研究はないに等しい。

IV. 結 語

最近の外国障害児(者)の処遇史研究のうち、アメリカ合衆国について紹介した。その成果から、現代の障害児(者)処遇改革の動向は、近代以降の障害児(者)処遇と社会との葛藤における一つの帰結であると考えられる。アメリカの場合、コミュニティが、何を障害と考え、その障害(者)をどのように評価し、それ(彼ら)にどのように対処してきたかは、処遇を立案するうえで重要な観点でありつづけたことが理解される。同時に、このことは、諸条件を異にするわが国が、欧米の障害児(者)処遇をどのように理解し、受容すべきかについて示唆を与えてくれる。このような意味で、歴史的研究は、まさに現代性が顕著な研究領域といえよう。

文 献

- 1) 安藤房治(1985): アメリカ公教育と障害児教育, 文献11), 58-63.
- 2) Balasalle, N. M. (1980): A History of Public Policy for the Education of Handicapped Children in Massachusetts. 273p.

外国障害児教育史の研究

- 3) Bernstein, C. (1923): Colony and Parole Care for Dependents and Defectives. *Ment. Hyg.*, 8, 449-471.
- 4) Brager, M. C. (1977): The Feeble-minded Female, Historical Analysis of Mental Retardation as a Social Definition, 1890-1920.
- 5) Cooper, R. J. (1979): A Legislative History of Special Education in Pennsylvania (early 20th century to present). 207p.
- 6) Ecton, G. W. (1979): A History of the Lincoln School Simpsonville, Kentucky 1966-1970. 211p.
- 7) Fernald, W. E. (1919): After-care Study of Patients Discharged from Waverly. In Rosen, M. et al (1976): *The History of Mental Retardation Collected Papers*. Vol. 2, 217-223.
- 8) Graney, B. J. (1979): Hervey Backus Wilbur and Evolution Policies and Practices Toward Mentally Retarded People.
- 9) Hahn, N. F. (1978): The Defective Delinquent Movement, A History of the Born Criminal in New York State.
- 10) Hartzog, S. C., Sister Julia A. (1976): History of the Preparation of Teachers and Other Specialists in the Education of Exceptional Presons in the School of Education of the University of Pittsburgh. 304p.
- 11) Hildenbrand, Suzzane. (1978): *Democracy's Aristocrat, The Gifted Child in America, 1910-1960*. 347p.
- 12) Levistik, F. R. (1981): A History of the Education and Treatment of the Mentally Retarded in Ohio, 1787-1920. 171p.
- 13) 中村満紀男(1987): アメリカ合衆国障害児学校史の研究. 風間書房.
- 14) Royfe, E. H. (1972): A System Analysis of An Historic Mental Retardation Institution, A Case Study of Elwyn Institute 1852-1970.
- 15) Schreenberger, R. C. (1983): A History of Mental Retardation, Paul H. Brooks Publishing Co. Baltimore. 311p.
- 16) 清水貞夫(1985): アメリカにおける「白痴」学校の設立と展開—イデオロギー的展開を中心にして—. 文献11), 36-42.
- 17) Skeels, H. M. and H. B. Dye (1939): A Study of the 21) Effects of Differential Stimulation of Mentally Retarded Children. *Proceedings of the Am. Association on Ment. Defic.*, 114-136.
- 18) 津曲裕次(1981): *精神薄弱施設史論*. 誠信書房.
- 19) 津曲裕次・清水 寛・松矢勝宏・北沢清司編著 (1985): *障害者教育史*. 川島書店.
- 20) Tyor, P. L. (1972): Segregation or Surgery, the Mentally Retarded in America, 1850-1920.
- 21) Tyor, P. L. and L. V. Bell (1984): *Caring for the Retarded in America, History*, Greenwood Press, West Port. 215p.
- 22) Wallin, J. E. W. (1922): An Investigation of the Sex, Relationship, Marriage, Delinquency and Trancy of Children Assigned to Special Public Classes. *J. Abn. Soc. Psychol.*, 19-34.
- 23) 「人物でつづる障害児教育史」(近刊予定)

付 記

上記英語文献のうち、出版社名が示されていないものはすべて学位論文である。

—1987.8.1.受稿, 1987.8.7.受理—